

京都亀岡たなばたの郷ショートステイ 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人京都眞生福祉会が運営する京都亀岡たなばたの郷ショートステイ（以下「事業所」という）が行う短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定めるとともに、要介護状態等にある利用者の心身の状況若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的・精神的な負担の軽減等を図る為に、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 利用者が要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。
- 2 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 事業の運営にあたっては、地方公共団体、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

(事業所の名称)

第3条 この事業を行う事業所の名称は「京都亀岡たなばたの郷ショートステイ」と称する。

(事業所の設置)

第4条 事業所は、京都府亀岡市余部町谷川尻 11 番地 5 に事務所を設置する。

(実施主体)

第5条 事業の実施主体は、社会福祉法人京都眞生福祉会とする。

(従業員の種類、員数及び職務内容) ※併設特養を含む

第6条 施設の職員の職種ごとの定数は次のとおりとし、法令の基準を上回る員数を 配置するものとする。

- | | |
|---|----------|
| 1 管理者 | 1名（兼務） |
| 事業所を代表し、業務の総括の任に当たる。他の業務との兼務をしても差し支えない。 | |
| 2 医師 | 1名以上（兼務） |
| 常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持の為の適切な措置をとる。 | |
| 3 生活相談員 | 2名以上（兼務） |
| 常に利用者の心身の状況を適確に把握し自立生活を支援する為、他の職種とも連携し | |

- 利用者及び家族に対して相談援助等を行う。
- 4 看護職員 1名以上（兼務）
利用者の健康チェック及び入浴時のバイタルチェック、日常生活上の世話等を行う。
- 5 介護職員 67名以上（兼務）
入浴、食事等の介護及び日常生活上の世話を行う。
- 6 介護支援専門員 2名以上（兼務）
短期入所生活介護計画の作成等を行う。
- 7 機能訓練指導員 1名以上（兼務）
日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練を行う。
- 8 管理栄養士または栄養士 1名以上（兼務）
適切な栄養管理を行い、利用者の身体の状況、嗜好を考慮した献立を実施する。
- 9 事務職員 2名以上（兼務）
必要な事務等を行う。

(利用定員)

第7条 利用定員は次のとおりとする。

- ・介護老人福祉施設 160名 ユニット数 16 1ユニット 10名
- ・短期入所生活介護 10名 ユニット数 1 1ユニット 10名

(事業の内容及び料金その他費用の額)

第8条 (介護予防) 短期入所生活介護の内容は次のとおりとし、(介護予防) 短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該(介護予防) 短期入所生活介護事業が法定代理受領サービスであるときは、その利用者負担割合の額とする。

- イ) 入浴、排泄、食事等の介護、その他必要な身体の介護
 - ロ) 機能訓練・健康チェック
 - ハ) その他関連する事項
- 2 事業者は、前項の支払を受ける額の他、次の各項に掲げる費用の額の支払を利用者から受けるものとする。
- イ) 食費： 1,480円/日（朝食 330円 昼食 600円 夕食 550円）
 - ロ) 行事食： 100円/1食あたり（食費に上乗せとなる金額です。）
 - ハ) おやつ代： 110円/1食あたり
- ニ) 居住費： 3,190円/日
- ホ) レクレーション費、クラブ活動費：実費相当額
 - ヘ) 電気代：高額費用となる場合は、ご相談のうえ決定します
 - ト) 複写物の交付費：10円/枚
 - チ) 特別な食事代（外食など）：実費相当額
 - リ) その他：実費相当額
- 3 前号の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明をした上で、支払に同意を得ることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第9条 事業所の通常の送迎の実施地域は、亀岡市とする。但し、その他地域については個別相談に応じる。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は短期入所生活介護の提供を受ける際に、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意するものとする。

(緊急時における対処方法)

第11条 施設は、短期入所生活介護の提供を行っている際に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、すみやかに主治医に連絡する等の措置を講じ、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者や地域包括支援センターへ報告とともに、管理者に通告しなければならない。

- 2 施設は、サービス提供を行っているときに、入居者の病状の急変が生じた場合その他の必要な場合のため、あらかじめ、施設の医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時における対応方法を定めておくものとする。
- 3 施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行うものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第12条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者家族及び関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。また、賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行う。

- 2 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。
 - 1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備
 - 2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備
 - 3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）及び従業者に対する定期的な研修の実施
 - 4) 各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(虐待防止に関する事項)

第13条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に

周知徹底を図る

- 2) 虐待防止のための指針の整備
- 3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4) 各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、サービス提供中に当該施設従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等に関する事項)

第 14 条 施設は、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - 1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る
 - 2) 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
 - 3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第 16 条 施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するものとする。

(公表)

第 17 条 施設の運営に関する重要事項については、インターネット及び施設内の掲示にて公表する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第18条 事業所の会計は他の会計と区別し、毎年4月1日から翌年の3月31日の会計期間とする。
- 2 従業者の資質向上の為の研修の機会を確保し、また業務体制を整備する。
 - 3 従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及び家族等の秘密を漏らしてはならない。また、その必要な措置を講ずる。
 - 4 サービスの提供にあたっては、利用者の心身の状況に応じ、自立支援と日常生活の充実に資するように適切な技術をもって行わなければならない。
 - 5 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行わなければならない。
 - 6 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送るうえで必要な生活機能の改善、または維持の為の機能訓練を行わなければならない。
 - 7 医師及び看護職員は、常に利用者の健康保持の為に適切な処置をとらなければならない。
 - 8 事業所は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならぬ。
 - 9 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、適切な相談・助言を行うとともに、必要に応じ短期入所生活介護計画を作成しなければならない。
 - 10 事業所は、短期入所生活介護の提供に際しては、指定を受けた入所定員及び居室の定員を越えて利用させてはならない。ただし、災害その他止むを得ない事情がある場合はこの限りではない。
 - 11 事業の運営にあたっては、地域住民やその他自発的な活動等との連携・協力をを行うなど、地域との交流に努めなければならない。
 - 12 事業所は、職員、設備及び会計に関する諸記録の整備を行う。また、利用者に対する介護サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。
 - 13 事業所は、市町村の行う低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置を行うものとする。
 - 14 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人京都眞生福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(反社会的勢力の排除)

- 第19条 根拠規定（京都府暴力団排除条例 第5条 府民等の責務 平成23年4月1日施行）

- 1 事業所はサービスの提供にあたり、サービスを利用する人又は身元引受人（身元保証人）が次の各号に該当しないことを確認、かつ将来にわたっても該当しないことを確認する。該当していると判明した場合には催告なく直ちに契約解除する。
- 2 現在、暴力団・暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）。
- 3 暴力団員等が経営を支配している或いは実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること。

- 4 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を以ってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること。
- 5 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- 6 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(法令との関係)

第 20 条 この規程に定めのないものについては、厚生労働省令並びに介護保険法令の定めるところによる。

(附 則)

- 一. この規程は平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
- 一. この規程は平成 21 年 10 月 17 日より施行する。
- 一. この規程は平成 22 年 4 月 1 日より施行する。
- 一. この規程は平成 22 年 5 月 1 日より施行する。
- 一. この規程は平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
- 一. この規程は平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
- 一. この規程は平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
- 一. この規程は平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
- 一. この規程は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
- 一. この規程は平成 27 年 8 月 1 日より施行する。
- 一. この規程は平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
- 一. この規程は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
- 一. この規程は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
- 一. この規程は平成 31 年 4 月 1 日より施行する。
- 一. この規程は令和 元年 6 月 1 日より施行する。
- 一. この規程は令和 2 年 2 月 11 日より施行する。
- 一. この規程は令和 3 年 4 月 1 日より施行する。
- 一. この規程は令和 3 年 12 月 1 日より施行する。
- 一. この規程は令和 4 年 12 月 1 日より施行する。
- 一. この規程は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。
- 一. この規程は令和 6 年 10 月 1 日より施行する。
- 一. **この規程は令和 7 年 10 月 1 日より施行する。**